

さいきょう

無通帳総合口座普通預金
金利優遇サービス

むーちよ

『さいきょう 無通帳総合口座』とは

お取引明細を紙の通帳ではなく、
インターネットバンキングを利用してご確認いただける新しいタイプのお口座です。

無通帳総合口座を開設いただく際、
あわせてインターネットバンキングへのお申し込みが必要となります。

普通預金金利

年

0.1%
[税引前]

年2回「2月」と「8月」に優遇利息をご入金!!

サービスの詳しい内容は裏面をご覧ください。

平成28年4月1日現在



詳しくはお近くの窓口または
0120-240-606 [通話料無料]
までお気軽にお問い合わせください。(銀行窓口休業日を除く)
9:00~17:00

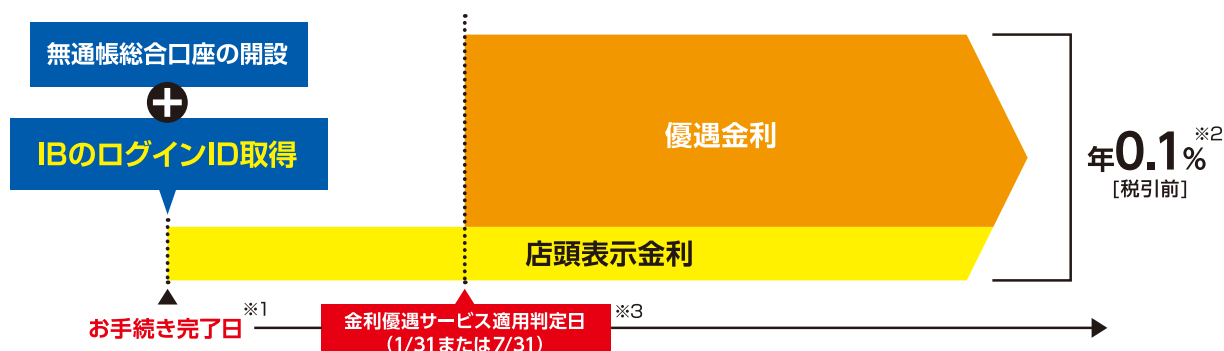
あなたのあしたに
西京銀行

サービス概要



名称	さいきょう無通帳総合口座普通預金金利優遇サービス（愛称:むーちょ）
対象預金	さいきょう無通帳総合口座の普通預金
ご利用いただける方	さいきょうインターネットバンキングをご利用されている20歳以上の個人のお客さまに限りです。
取扱期間	定めなし
取扱店舗	全店(アクト支店をのぞく)
預入方法	随時預入
預入金額	1円以上(単位1円、上限なし)
払戻方法	随時払戻
利息	<p>【適用金利】 毎日の店頭表示金利に優遇金利を上乗せした金利《実質:年0.1%(税引前)》を適用します。 ※店頭表示金利と優遇金利の各金利について適用期間(利息計算期間)が異なるため、適用金利が年0.1%とならない場合がございます。</p> <p>【利払方法】 毎年2月と8月の当行所定の日に口座へ入金いたします。</p> <p>【計算方法】 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をいたします。</p>
金利優遇サービスについて	<p>【サービスの適用判定について】 金利優遇サービスの適用については、毎年2回1月と7月の月末を判定日といたします。 ※金利優遇サービスの対象となると以後継続して優遇金利が適用されますが、中途解約をされた場合は適用となりません。</p> <p>【サービスの適用期間について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2月1日～7月31日までにログインIDを取得していただいた場合 8月1日から翌年1月31日まで優遇金利の上乗せを適用し、お利息については翌年2月の当行所定の日に口座へ入金いたします。 ・8月1日～1月31日までにログインIDを取得していただいた場合 2月1日から7月31日まで優遇金利の上乗せを適用し、お利息については8月の当行所定の日に口座へ入金いたします。
中途解約	当行所定の利払日前に解約された場合は、金利優遇サービスの対象となりません。
課税方法	源泉分離課税20.315%(国税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%) ※マル優のお取扱いはいただけません。
手数料	不要
利率の入手方法	ホームページにてご確認ください。
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険の対象です。ただし、当行へのお預入れ金額1,000万円までとそのお利息につきましては同保険制度の範囲内で保護されますが、超過分は保護の対象となりません。 ・金融情勢等によりお取扱内容を変更する場合があります。 ・店頭に説明書をご用意しております。

■金利優遇サービスについて(図①)



- ※1 さいきょう無通帳総合口座の開設(切替)およびさいきょうインターネットバンキングのログインID取得のお手続きが完了した日
 ※2 金利優遇サービスが適用された場合、判定日以降2回(2月と8月の当行所定の日に)店頭表示金利分と優遇金利分のお利息を入金いたします。
 ※3 判定日の翌日時点の店頭表示金利と年0.1%の金利差が優遇金利として、所定の計算期間中において適用されるものとします。
 なお、計算期間中において店頭表示金利が変更となる場合も優遇金利は変更されません。

例 平成28年4月30日に **無通帳総合口座の開設 + ログインID取得** のお手続きが完了した場合

平成28年7月31日の金利優遇サービス適用判定をもって、平成28年8月1日から平成29年1月31日まで店頭表示金利および優遇金利が適用されます。上記期間にて計算いたしましたお利息を、平成29年2月の当行所定の日に入金いたします。

※IBとは:さいきょうインターネットバンキング

※ログインIDの取得とは:IBお申込み後、「仮パスワードのお知らせ」がお届けのご住所に転送不要・「本人限定郵便」にて郵送されます。同封の手順書に沿って、ログインIDの取得をお願いいたします。